

◆ 成年後見人等終了時の業務について

5. 本人が死亡して清算処理を行うとき（現実的に後見人等が清算事務に対処せざる得ない場合）	
項目	内容
生前債務の支払い （手元現金から弁済の場合）	医療費や介護費・公共料金などがあり、少額であり速やかに支払われることが期待されています。 本人が債務超過でなければ清算事務を行っても問題になることは少ないと思われま
居室明渡し	病院や施設から、居室の明け渡しや遺留品の引取りを求められ、対処せざる得ない場合が少なからずあります。

6. 本人が死亡して清算処理を行うとき（家庭裁判所の許可が必要なもの）	
項目	内容
債務弁済のための預貯金の払戻し	債務の支払いのために、預貯金の払戻しを受ける場合
遺留品保管のため第三者と寄託契約	施設等に残置していた動産等を相続人にすぐに引き渡せない場合など
遺留品の廃棄	遺留品を廃棄する場合
公共料金などの契約の解約	相続人がいない、いても協力が望めない場合で、継続して公共料金の支払いをすることが望ましくない場合（債務超過・資産が少ないなど）
<p>【家庭裁判所の死後事務の許可について】 相続人の意思に反することが明らかでないことが重要です。なお、相続人の存否が不明の場合や相続人と連絡が取れない場合は、意思に反することが明らかなきには該当しません。</p>	

7. 本人の火葬を行うとき（火葬及び埋葬）	
項目	内容
後見人による火葬・埋葬	本人（遺体）を火葬又は埋葬するためには、死亡届を行い、家庭裁判所に火葬又は埋葬の許可を受ける必要があります。 急迫の事情がある場合、家庭裁判所が開庁していない場合は、処理後事後的に裁判所の許可の申立てをすることも差し支えないとされています。ただし、事前に許可を得ることができなかった事情を申立書等に記載する必要があります。
火葬と納骨	火葬は原則として死後24時間以内には行うことができません。 納骨は、通常墓や納骨堂に納める方法で行いますが、遺骨の引取手がいない場合には、家庭裁判所の許可を得て納骨に関する契約を行います。
<p>【葬儀について】 後見人は葬儀の執行についての権限までは認められていません。また、保佐人や補助人も適用外です。死後事務に関わる親族がなく、後見人がやむなくやらざるを得ない場合には、応急処分義務あるいは、事務管理を根拠に事務を遂行することになります。</p>	